



特別対策室写真の町推進係
写真甲子園初戦審査会
(東京で実施)アルバイトの
募集について

写真甲子園初戦審査会を6月24日に東京品川で開催するにあたり東川町出身で東京在住者のアルバイトを募集しています。仕事の内容は、審査時における写真の出し入れおよび軽作業です。

1日交通費込みで6,000円。時間は朝9時から午後5時までの7時間です。

東京にお住まいの家族をお持ちの方で1日だけのアルバイトを希望する方は役場特別対策室 ☎82-2111までご連絡ください。

産業振興課林務係
有害鳥獣の捕獲を実施しています

鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律に基づき、町では北海道猟友会旭川支部東川部会に委託をして、次のとおり有害鳥獣の捕獲を実施しております。農作物の被害等でお困りの方はご連絡ください。

部保護課課援護グループ ☎(011)231-4111 内線25-824

旭川公共職業安定所から
来春卒業高校生の求人受付のお知らせ

平成17年3月の新規高等学校卒業生を対象とした求人受付および選考等の開始時期について次の通り決定致しましたのでお知らせします。

求人受付開始 6月20日(日)
求人票返戻 7月1日(木)以降
推薦開始 9月5日(日)
選考・内定開始 9月16日(木)
お問い合わせ ハローワーク旭川 ☎51-0176まで

当麻町農協より日本一の
バラの花プレゼント

5月13日当麻町農協代表理事組合長富田一義氏が訪れ、当麻町で生産されたバラの花束を贈呈いただきました。となりまち当麻町は夏バラの生産が盛んで農林水産大臣賞など数々の賞に輝くバラの生産地となっているそうです。



暮らしの情報ボックス

実施期間 平成16年4月12日から7月10日
実施区域 東川町全域(ただし、市街地、社寺公園等は除きます。)

お問い合わせ 産業振興課林務係 ☎82-2111

企画総務課総務係
10月採用自衛官(陸・海・空)の募集のお知らせ

自衛隊旭川地方連絡部南地区隊では次のとおり自衛官を募集します。

資格 日本国籍を有し18歳以上27歳未満の男子(平成16年10月1日現在)

受付締切 8月9日(月)

試験日 8月22日(日)

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

入隊予定日 10月下旬予定

お問い合わせ 自衛隊旭川地方連絡部南地区隊 ☎22-0648

または役場企画総務課 ☎82-2111 および募集相談員小野利昌 ☎82-3737まで

北海道保健福祉部

平成16年度サハリン地域(樺太)墓参を実施します

サハリン地域(樺太)において、物故した方々の遺族が現地を訪ねて墓参を行い、あわせてロシア連邦との友好親善を図ります。

実施時期 8月22日(日)~27日(金)6日間(定期航空路の日程により、実施期間を変更することがあります。)

墓参地域 ユジノサハリンスク(旧豊原)、コルサコフ(旧大泊)、アニワ(旧留多加)、ホルムスク(旧真岡)、チェホフ(旧野田)、トマリ(旧泊居)、ネベリスク(旧本斗)、ゴルノザボーツク(旧内幌)

募集人員 10名
参加遺族の範囲 次のいずれにも該当する方(ただし、過去にこの墓参に参加した方とその親族を除く)

- ①北海道内に居住(住民登録)されている方
- ②サハリン地域(樺太)に埋葬または納骨されている方の配偶者および三親等内の親族
- ③旅行に耐えられる健康状態にある方

申込先 北海道保健福祉部保護課 ☎060-85588 札幌市中央区北3条西6丁目
申込期限 7月上旬(予定)
お問い合わせ 北海道保健福祉部

中山間地域等直接支払制度
交付金事業取り組みの成果について

河川の上流部に位置する中山間地域では農村が持つ多くの機能により下流域の都市住民を含む多くの国民の生命と財産、豊かな暮らしを守っています。傾斜地の多い中山間地域などでは、平坦な地域に比べ農作物の生産条件が不利なことから高齢化がすすみ、担い手の減少、耕作放棄地の増加によりこれらの機能の低下が不安視されています。

中山間地域での農業生産の維持により多面的機能を確保する観点から、国では平成12年度から5年間の対策として、平地地域との生産条件格差を埋めるため直接支払する、我が国農政史上初めての制度が始まりました。以下、本町での取組と平成15年度の成果について報告します。



農地周辺の環境整備

対象地域は地域振興5法地域であり、本町は該当しませんが、農林統計上の中間農業地域であるため、特認地域として対象となりました。

対象者および集落の概要

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象となります。本町では全町を1つの集落として集落協定を締結しています。

詳細は別表のとおりです。

対象農用地は、100分の1以上の傾斜及び1ヘクタールの以上

対象農用地は、100分の1以上の傾斜及び1ヘクタールの以上

まとまりのある面積(団地)を有し、かつ耕作等の同意を得ている農用地(田)です。また、10アール当たりでの交付単価は、100分の1以上の緩傾斜農用地(田)で8千円、20分の1以上の急傾斜で2万1千円となっております。

詳細は別表のとおりです。対象行為および事業実施概要
本町では、協定による共同取組活動を通じて耕作放棄地を防止する観点から、管理運営費を除く交付金の全額を共同取組活動に充てています。具体的な取



農地周辺の環境美化活動

組は毎年集落で検討し、交付金の使い道も協定参加者によって決定されます。取組内容および支出は別表のとおりです。

交付期間
本町は制度導入開始が、平成13年度からであるため、4年間の交付となります。しかし、協定は5年間であるため、平成17年度までは対象農用地の耕作を

継続していかねばなりません。事業費の負担割合
通常の対象となる地域振興5法の指定地域では、国が2分の1、道・町がそれぞれ4分の1の負担となりますが、本町は特認地域ですので国・道・町が各3分の1となっております。

東川町中山間制度推進協議会
本事業は協議会が中心となって活動を推進しております。

中山間制度推進協議会事務局(役場産業振興課農務係内) ☎82-2111 内線136)までお問い合わせください。

表 東川町中山間制度推進協議会(全町集落)の概要

項目	概要	数値
対象者の概要	農業者	540人
	うち対象農地 有	116人
	うち対象農地 無	424人
生産組織	1法人	
合計		541人
対象農用地及び交付額の概要	緩傾斜農用地面積	4 314 440㎡
	団地数	201団地
	交付金額	34 515 520円
	急傾斜農用地面積	121 377㎡
	団地数	6団地
	交付金額	2 548 917円
規模拡大加算面積	規模拡大加算面積	349 623㎡
	団地数	24団地
	交付金額	524 434円
	協定面積(規拡除)	4 435 817㎡
	団地数(規拡除)	207団地
	交付金額(規拡除)	37 588 871円
対象行為及び事業概要	管理運営費	3 153千円
	農業生産活動費	4 532千円
	多面的機能増進活動費	8 256千円
	生産・収益の向上活動費	20 417千円
担い手定着活動費	525千円	

旭川東税務署が移転します

新庁舎での執務開始は
平成16年6月21日(月)
を予定しております。

新庁舎所在地

〒070-0026
旭川市東6条1丁目2番15号
(管轄区域は変わりません)
代表番号 ☎ 0166)23-6291
(現在使用している番号と同じです)

なお、現庁舎での執務は
平成16年6月18日(金)17時まで行っております。

【お問い合わせ】 旭川東税務署 総務課
☎23-6291

